

(別紙)

1 災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間

都道府県名	自治体名	送付先	取扱期間
長野県	木曽郡 南木曽町	〒399-5301 長野県木曽郡南木曽町読書 3668 番地の 1 南木曽町役場	2014 年 7 月 18 日(金)から 2015 年 3 月 31 日(火)まで

今後、このたびの台風による災害に関して、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の受け入れを行う救助団体の、追加や取扱期間の延長等の変更があった場合には、随時、日本郵便株式会社 Web サイトでお知らせしてまいります。

【掲載ページ】<http://www.post.japanpost.jp/>

2 通常払込みによる災害義援金の送金先及び取扱期間

都道府県名	加入者名	口座記号番号	取扱期間
長野県	南木曽町災害対策本部	00140-7-450237	2014 年 7 月 18 日(金)から 2015 年 3 月 31 日(火)まで

今後、この度の台風による災害に関して、通常払込みによる災害義援金の受付団体の追加や取扱期間の延長等があった場合には、随時、ゆうちょ銀行 Web サイトでお知らせしてまいります。

【掲載ページ】http://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/tukau/fukusi/kj_tk_fk_gienkin.html